

「後期高齢者医療制度の支援金負担における
総報酬割導入に対する私の考え
—堤修三論文での引用を受けて—」

参議院議員・厚生労働委員会委員

辻 泰弘

本誌 10 月 1 日号に掲載された大阪大学の堤修三教授の論文において、私の国会質疑の内容が引用されたが、引用が一部に限られ、全体像が示されなかったために、私の主張の本質が全く伝わらず、一面的にとらえられかねない誌面となっており、その誤解を払拭させて頂くべく、この投稿に至った次第である。

5 月 12 日に成立した「医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律」は、市町村国保、協会けんぽ、後期高齢者医療制度における保険料の引き上げの抑制等を目的としたもので、主に中小企業の従業員が加入している協会けんぽにおいては、賃金の大幅下落などにより急速に悪化した財政への一対策として、後期高齢者医療制度における被用者保険の負担方法を、従来の加入者割から一部（支援金総額の 1/3）を総報酬割に変更する改正が行われた。

この改正に「肩代わり」だとして反対した健保連の代表は、参議院厚生労働委員会において、「総報酬割は収入に応じた支援の負担であり、考え方そのものに反対はしていない。ただ、一定程度の公費投入がないと切替に賛成できない。議論抜きでの突然の導入には反対である」旨の意見陳述を行った。

これに対して、厚生労働省は、「（総報酬割導入で）国庫補助が浮くが、その部分は全部協会けんぽの財政支援に充てた。健保組合でも 1/3 の組合は負担が減る。応能負担の考え方をより広めたもので、国庫補助の組合への肩代わりではない」旨を国会で答弁した。

このような議論の中で、私は、5 月 11 日の厚生労働委員会において、「総報酬割の導入は、むしろ 4 年前にしなかったのはなぜかと思うぐらいで、賛成する立場だ。しかし、当事者の方々の合意、時間的プロセスが必要だった。プロセスを大事にして、合意を踏まえて対応して行くべきだ」との主張を行った。

同時に、「肩代わり」については、昨年末、厚労省保険局が文書をもって「国庫補助 16.4%への引上げの所要財源を、『新たな国費の投入』と『後期高齢者支援金の総報酬割の導入による健保組合等からの支援』とで折半する」と説明していたことを指摘し、「国庫補助だから元々国が出すのは当たり前だが、その半分を健保組合等からの支援に頼ったと書いてあるし、実際そうである。当事者からすれば肩代わりというのは当たり前だ。それをはなから肩代わりではないというのは合意を求める姿勢ではない」と主張したのである。

以上の通り、私の基本的な考えは、「負担能力に応じた応能負担の原則に立脚する総報酬割の導入は必要であり賛成だ。しかし、導入に際しては関係者と十分協議し、理解を求めつつ進めるべきであった。いずれにせよ、法改正の措置が国の負担の『肩代わり』であったことは否定できない」ということである。

私は、これまで予算委員会や厚生労働委員会の場で、「豊かな福祉社会は公正な国民負担の上に成り立つ」と主張してきた。また、「今後の医療や介護の需要は国民全体で支えていかねばならない」「負担は必要にならざるを得ない」「国民の理解を得るよう説明・発信すべきだ」「保険料負担の引き上げについて逃げずに訴えていくべきだ」と時の総理や財務大臣、厚労大臣などに求めてきた。

上記の改正法の審議に際しても、その基本精神に基づいた主張を展開したものであり、わが意のあるところをご理解賜りたい。

人間の幸せを根本的に支える医療。その医療を国民全体に提供するための医療保険制度。それらの安定した基盤の確立は、今日の政治に課せられた最重要課題の一つである。今後とも、その実現に全力を傾注したい。